

佐伯郡
佐東郡
佐西郡

并ル程ニ候キ、

〔藝藩通志五十一〕佐伯郡 疆域形勢 風氣沿革附

佐伯郡は國の西邊にありて、今の藩府廣島の西郊より即其地なり、略廣八里東は己斐村より

西は中道村に至る、表八里半、南は大竹村より北は麥谷村に至る、四隣東は府市、西は周防玖賀郡

石見美濃郡、南は海を隔て、伊豫風早郡に對し、北は山縣沼田二郡なり、廿日市を以郡本とす、略中

按に當郡上古は、今の沼田郡、及府城の地を併せて佐伯一郡たり、中古東邊の數郷をわかちて佐

東郡とし、其餘を佐西郡とせらる、近古佐東を沼田として、佐西のみを佐伯郡とせられしかば、當

郡上古の地その首領を失へり、姑く今制にしたがひて私に改めず、

〔日本後紀二十一〕弘仁二年七月己酉、安藝國佐伯郡速谷神、伊都岐島神、並預名神例、兼四時幣、

〔東寺百合古文書百八十一〕東寺雜掌申、安藝國衙領内佐東郡、東原郷、安南郡、新勅旨田、柚村、綠井郷

八木村、溫科等事申狀具書如此、武田治部少輔、同遠江守、品河近江入道、香河修理亮、大藏少輔、金子

大炊介以下輩押領云々、略中

康平元年十一月廿五日 左衛門佐 御判

森宮内少輔殿

〔嚴島文書〕謹辭解申讓進平行益私領田島等事

合貳拾肆町、略中 在佐東郡内八木村者、略中

仁平二年三月八日 平花押

〔嚴島文書〕讓渡 いくくしまの御神りやうの内さんとうのこうりみどろいのがうの内りす

へ名事合一所者、略中 ちやうわ二年八月十三日 左衛門尉重直 花押